



平成 26 年 11 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 テ ィ ア
代 表 者 名 代表取締役社長 富 安 徳 久
(コード番号：2485 東証第一部・名証第一部)
常 務 取 締 役
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 辻 耕 平
(TEL 052-918-8254)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 26 年 11 月 25 日開催の取締役会において、新株式発行及び株式売出しについて下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社は「日本で一番『ありがとう』と言われる葬儀社」を目指し、平成 9 年に創業いたしました。当社は「明瞭な価格体系による葬儀費用の明確化」「徹底した人財教育によるサービスの向上」「ドミナント出店による利便性の向上」を戦略の基本方針として、直営・フランチャイズによる出店を行っております。平成 10 年に愛知県名古屋市内に 1 号店「ティア中川」を開設後、東海地方を中心に葬儀会館を展開する一方、平成 18 年に関西地方 1 号店となる「ティア門真」、平成 24 年には関東地方 1 号店となる「ティア越谷」を開設いたしました。平成 26 年 9 月末現在の葬儀会館数は直営・フランチャイズ合計で 73 店となっております。

近年、葬儀に関する潜在的需要は年々増えると推計されている一方で、核家族化や葬祭規模の縮小が進んでおります。都市部を中心に高齢化が急速に進行していることもあり、葬祭業への関心は今まで以上に高まるものと予想されています。

今後は、中長期的な経営目標であります葬儀会館数 200 店体制の実現を目指すべく、「新生ティア」のスローガンの下、①利益成長を持続させつつ継続的に会館の新設ならびに既存会館の改修を行うこと、②積極的に人材を確保し、早期に育成すること、③上記施策を確実に遂行していくため、財務体質を強化し経営の安定性を向上させることを推進してまいります。

本日決議いたしました、新株式の発行による調達資金は、上記の顧客ニーズの変化に対応した葬儀会館の新設、既存会館の改修ならびに販売及び顧客管理に係る基幹システムの増強等の設備投資資金に充当する予定です。設備投資による収益力の向上と同時に、今後の事業拡大に向けた財務体質の強化を図り、経営の安定性を高めてまいります。

当社は、今回の新株式発行及び株式売出しを通じて、株式分布状況の改善及び流動性の向上を図るとともに、これまでの安定的かつ継続的な利益還元を行う基本方針を引き続き維持し、株主還元を努めてまいります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,687,700株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年12月3日(水)から平成26年12月9日(火)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成26年12月10日(水)から平成26年12月16日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 富安徳久に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 394,800株
- (2) 売出人及び売出株式数
- | 氏名 | 売出株式数 |
|-------|----------|
| 横山 博一 | 343,300株 |
| 深澤 廣 | 51,500株 |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 26 年 12 月 11 日（木）から平成 26 年 12 月 17 日（水）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 6 営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 富安徳久に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 312,300 株
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 312,300 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 富安徳久に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 312,300 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 金 額 と 同 一 と す る 。
決 定 方 法

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 平成 26 年 12 月 25 日(木)
- (6) 払 込 期 日 平成 26 年 12 月 26 日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 富安徳久に一任する。
- (10) 上記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額(払込金額)の総額が 1 億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 312,300 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、312,300 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 26 年 11 月 25 日（火）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 312,300 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 26 年 12 月 26 日（金）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から平成 26 年 12 月 18 日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	18,224,000株（平成26年11月25日現在）
公募増資による増加株式数	1,687,700株
公募増資後の発行済株式総数	19,911,700株
第三者割当増資による増加株式数	312,300株（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	20,224,000株（注）

（注）前記「4. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の用途

（1）今回の調達資金の用途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 1,268,200,000 円については、全額を設備投資資金に充当する予定であります。

具体的には、743,698,000 円を平成 28 年 9 月までに葬儀会館の新設に、328,000,000 円を平成 28 年 7 月までに既存会館の改修に、174,502,000 円を平成 28 年 9 月までに販売及び顧客管理に係る基幹システムの増強に、22,000,000 円を平成 28 年 9 月までに既存会館における料理提供機能の増強に係る器具・備品に充当する予定であります。

なお、当社の設備計画の内容は、平成 26 年 11 月 25 日現在（ただし、既支払額については平成 26 年 10 月 31 日現在）、以下のとおりとなっております。

① 重要な設備の新設等

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
ティア 滝ノ水	愛知県 名古屋市 緑区	葬祭事業	葬祭ホール	131,500	60,256	借入金	平成 26. 7	平成 26. 11	葬儀施行件 数の増加
ティア 岩塚	愛知県 名古屋市 中村区	葬祭事業	葬祭ホール	165,000	61,861	借入金	平成 26. 10	平成 27. 2	葬儀施行件 数の増加
(注) 1.	愛知県内	葬祭事業	葬祭ホール	150,000	—	増資資金	平成 27. 3	平成 27. 7	葬儀施行件 数の増加
(注) 1.	愛知県内	葬祭事業	葬祭ホール	150,000	—	増資資金	平成 27. 4	平成 27. 9	葬儀施行件 数の増加
その他 5店舗	(注) 2.	葬祭事業	葬祭ホール	750,000	—	増資資金 及び 借入金	平成 28. 3	平成 28. 9	葬儀施行件 数の増加

（注） 1. 詳細は未確定のため、事業所名については記載を省略しております。

2. 愛知県内に 3 店舗、関東地方に 1 店舗、関西地方に 1 店舗の出店を計画しております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

② 重要な改修

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
ティア 御器所	愛知県 名古屋市 昭和区	葬祭事業	葬祭ホール	58,000	49,890	借入金	平成 26.10	平成 26.11	(注)
ティア 豊橋	愛知県 豊橋市	葬祭事業	葬祭ホール	85,000	—	増資資金	平成 27.6	平成 27.7	(注)
ティア 山王	愛知県 名古屋市 中川区	葬祭事業	葬祭ホール	78,000	—	増資資金	平成 27.10	平成 27.11	(注)
ティア 岡崎南	愛知県 岡崎市	葬祭事業	葬祭ホール	86,000	—	増資資金	平成 28.4	平成 28.5	(注)
ティア 名港	愛知県 名古屋市 港区	葬祭事業	葬祭ホール	79,000	—	増資資金	平成 28.6	平成 28.7	(注)

(注) 既存設備の改修により、顧客サービスの向上を図るものであります。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を葬儀会館の新設ならびに既存会館の改修等の設備投資資金に充当することにより、中長期的な収益の向上ならびに財務基盤の強化に寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様の利益の最大化を重要な経営目標としております。そのためには1株当たりの利益水準を一層高めることに注力し、財務体質の強化と将来の事業拡大に必要な内部留保及びそれらの効果による株主資本利益率（ROE）の向上などを総合的に判断したうえで、今後の配当政策を決定する方針であります。また、業績向上時には増配や株式分割による株主への利益還元も積極的に行っていく予定であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当については、期末配当の年1回を基本的な方針としております。この他、毎年3月31日を基準日とする中間配当と、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、葬儀会館の建設を中心とした設備投資はもとより、業務提携やM & Aなどの戦略的な投資に有効活用し、葬祭事業の拡大及び新規分野での事業展開を図ってまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年9月期	平成24年9月期	平成25年9月期	平成26年9月期
1株当たり当期純利益金額	19.43円	22.97円	28.38円	30.07円
1株当たり年間配当額 (内1株当たり中間配当額)	3.75円 (-円)	4.38円 (-円)	5.00円 (-円)	6.00円 (2.50円)
配当性向	19.3%	19.0%	17.6%	20.0%
自己資本当期純利益率	18.2%	18.5%	19.5%	17.8%
純資産配当率	3.5%	3.5%	3.4%	3.6%

- (注) 1. 平成25年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を、平成25年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を、また平成26年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を各々行っております。1株当たり当期純利益金額及び1株当たり年間配当額については、当該株式分割が平成23年9月期の期首に行われたと仮定して算定した数値であります。なお、当該数値については、監査法人の監査はなされておられません。
2. 配当性向は、1株当たり年間配当額を1株当たり当期純利益金額で除した数値であります。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首と期末の平均)で除した数値であります。
4. 純資産配当率は、1株当たり年間配当額を1株当たり純資産額(期首と期末の平均)で除した数値であります。
5. 平成26年9月期の数値は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年9月期	平成25年9月期	平成26年9月期	平成27年9月期
始 値	1,330円	1,920円 □1 1,005円 □2 1,000円	1,252円 □730円	754円
高 値	2,010円	2,019円 □1 2,100円 □2 1,469円	1,575円 □756円	756円
安 値	1,150円	1,810円 □1 1,005円 □2 1,000円	970円 □715円	666円
終 値	1,940円	1,995円 □1 2,099円 □2 1,333円	1,500円 □752円	691円
株価収益率	10.6倍	23.5倍	25.0倍	一倍

- (注) 1. 株価は、平成26年6月23日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、平成25年6月21日から平成26年6月22日までは東京証券取引所市場第二部におけるもの、それ以前は名古屋証券取引所市場第二部におけるものであります。
2. 平成27年9月期の株価については、平成26年11月21日(金)現在で表示しています。
3. 平成25年9月期の□1印は、平成25年1月1日付株式分割(普通株式1株を2株に分割)、平成25年9月期の□2印は、平成25年10月1日付株式分割(普通株式1株を2株に分割)による各権利落後の株価を示しております。
4. 平成26年9月期の□印は、平成26年10月1日付株式分割(普通株式1株を2株に分割)による権利落後の株価を示しております。
5. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益金額(平成26年9月期の数値は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。)で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である横山博一及び深澤廣並びに当社株主である株式会社夢現及び富安徳久は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。